

神奈川県ボランティア部 GLOBAL YEN LEAP 規約

第一章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は神奈川県ボランティア部「GLOBAL☆YEN☆LEAP」と称し、本会を横浜市神奈川区六角橋3-27-1 神奈川県横浜キャンパス内に置く。

(会員及び目的)

第2条 本会は神奈川県学生をもって構成し、①個々の希望するボランティアを紹介、活動②本会主催のボランティア企画を実施することでの内部交流③他団体のボランティア企画・活動に参加することでの外部交流を目的として設置する。

(活動理念)

第3条 本会は第2条に基づいて活動するものであり、他の目的に活動を用いることを禁じる。また特定の宗教・政治団体と組みするものではない。

第二章 活 動

(活動内容)

第4条 本会は本会の目的を達成するため下記の事項を行う。

- ① ボランティア情報連絡のため昼会を行う。
- ② 年数回の本会主催のボランティア企画を実施する。
- ③ 他団体のボランティア企画・活動に参加する。

第三章 執行部

(執行部)

第5条 本会に次の役員を置く。またはこれを執行部と称す。本会運営を主となって行う会員である。

代表	1名	広報	2名
副代表	3名	会計	1名
補佐	2名	会計監査	1名
企画	4名		

(執行部の任期)

第6条 学生役員の任期は、毎年11月26日から翌年11月25日まで1ヵ年とする。

(執行部の選出)

第7条 学生役員は本会員の中から次年度2，3年生になる学生の会議において選出する。

(執行部の変更)

第8条 執行部の役職、人数は役員の選出の際の会議により変更を認める。

第四章 会 議

(総 会)

第9条 総会は本会の最高決議機関であり、毎年1回以上の定期総会を代表が召集し、下記の事項を審議する。

- ① 本会規約の改廃に関する事項。
- ② 本会の運営に関すること。
- ③ 予算及び決算に関すること。
- ④ その他の必要事項について。

(臨時総会)

第10条 代表は次の場合臨時総会を開かねばならない。

- (ア) 代表が必要と認めたとき。
- (イ) 執行部員の要請があった場合。

(成立構成)

第11条 総会は開催日の30日間前までに告知し、原則として会員の過半数をもって成立とする。

(決 議)

第12条 総会の決議は出席人数の過半数を持って決し、可否同数のときは議長が決定する。

(委 任)

第13条 総会に出席できない場合、事前に議長へ委任の連絡をすることにより欠席とはみなされずに、決議に従うと判断することができる。

(執行部会議)

第14条 執行部会議を以下の事項に従い行う。

- ① 執行部会議は、年最低1回開催する。
- ② 執行部会議は、代表が召集し、議長となる。
- ③ 執行部員は、必要に応じて、代表に執行部会議の開催を要請することができる。

第五章 会 計

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 1 1 月 2 6 日から 1 1 月 2 5 日までの 1 ヶ年とする。

(収 入)

第 16 条 本会の会計は、本会費と会全体に贈られたと考えられる謝礼をもってこれに充てる。

(会 費)

第 17 条 会費は執行部会議で審議し総会において決定する。

第 18 条 会費は前期・後期の 2 回に分けて徴収する。

(承認手続き)

第 19 条 本会の予算及び決算は総会に報告し、その承認を得なければならない。

第六章 入 部

(入部条件)

第 20 条 本会に加盟するには、入部届の必要項目を全て満たさなければならない。

第 21 条 入部条件は、全て入部届の記載事項に則る。

(入部規制)

第 22 条 入部希望者数が予想を上回った場合、執行部の判断で下記の対処を試行する。

- ① 入部届の配布数を制限する。
- ② 入部希望者を対象に採用形式の面談を開く。
- ③ 定数制限を設ける。

第七章 ボランティア保険

(加入の義務)

第 20 条 本会に入会の条件としてボランティア保険に加入することを義務とする。

第八章 除名

(除名細則)

第21条 本会は下記にあてはまる者を除名処分の対象とする。

- ① 第1章・第3条に反した場合。
- ② 本会運営並びに活動に支障をきたす場合。
- ③ 5月末をもって会費を未納の場合。

第22条 除名処分に関しては除名処分対象者がでた場合、その都度執行部、もしくは第9条に基づき審議し決定する。

付 則 本会規約は平成20年3月26日から施行する。